

知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント

平成18年に施行されたバリアフリー新法では、身体障害者のみならず、知的障害者、発達障害者、精神障害者を含む、すべての障害者が対象となることが明確化されましたが、これまでの公共交通機関、建築物、道路、公園などの施設の整備基準等は、車いす対応としての段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックなど、身体障害者に対応するものが中心でした。

しかし、このような身体障害者への対応を中心に規定された整備基準等の中にも、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効なものが含まれていると考えられます。

この「施設整備のポイント集」では、まず、これらの既存の整備基準等について、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効なものを抽出し、安全性、利便性、快適性の向上の面でどのように有効なのかというポイント（新たな意味づけ）を整理しています。また、併せて、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効と考えられる具体例（グッドプラクティス）を紹介しています。

この「施設整備のポイント集」を施設整備の際に参考として活用いただき、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても安全で使いやすい施設が整備されることを期待しています。

■■構成について■■

…大きく「1. 空間全般」、「2. 個別空間」、「3. サイン・表示」の3つに分類して整理しています。

…一つひとつの項目は、次のような構成になっています。

既存の基準等による考え方

- ・既存の整備基準等について、その考え方を整理しています。

基本的な考え方（知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ）

- ・既存の整備基準等について、知的障害、発達障害、精神障害のある人の特徴に対応して、どのように有効なのかというポイント（新たな意味づけ）を整理しています。

事例解説（グッドプラクティスの紹介）

- ・「基本的な考え方」を具現化している整備事例を収集し、事例のどこが知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効なのかについて解説しています。

<目次>

1. 空間全般

1-1 見通し等の確保	3
(1) 見通しの確保	
(2) 明るさの確保	
1-2 空間の分離	5
(1) 歩車道の分離	
(2) プラットホーム	
(3) 安全柵	
(4) 自転車の通行	
(5) 区画された空間	
1-3 空間のわかりやすさ	10
(1) わかりやすい空間と動線	
(2) 誘導用ブロックによる誘導	
(3) 歩道のない道路での通行	
(4) 工事中の配慮	
1-4 障害物の排除	14
(1) 路上障害物の排除	

2. 個別空間

2-1 エレベーター	15
(1) エレベーターのガラス窓	
(2) エレベーターの操作ボタン	
2-2 エスカレーター	19
(1) エスカレーターの乗り口	
2-3 ベンチなどの休憩設備	21
(1) ベンチの設置	
(2) 水飲み場	
(3) 救護室等	
2-4 トイレ	24
(1) トイレの案内表示	
(2) トイレのボタン	
2-5 その他	27
(1) 券売機	
(2) 連絡装置	

3. サイン・表示

3-1 サインの設置場所	30
(1) 効果的な設置・配置等	
(2) 認識しやすい位置や高さ	
3-2 サイン自体のデザイン	34
(1) 多様な表現の活用・併用	
(2) 表現の統一	
(3) 表示内容の工夫	
(4) その他	

1. 空間全般

1-1 見通し等の確保

(1) 見通しの確保

■既存の基準等による考え方

・歩行者と車の動線の交差部分の安全上の配慮について規定されている。

◇建築（敷地内通路）

- ・高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離することを原則とする。
- ・やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しをよくする等、危険を回避することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、周囲への確認を十分せず急に飛び出したりすることもあるため、歩行者と車の動線が交差する場合には、危険を回避するために見通しをよくすることが有効である。

(2) 明るさの確保

■既存の基準等による考え方

・高齢者や弱視者への配慮として、屋内における十分な明るさの確保と、屋外における利用者の安全な通行に関する照明の確保について規定されている。

◇旅客施設（通路の明るさ）

- ・コンコースや通路は、高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。

◇公園（通路）

- ・利用者の安全な通行のため、夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。（例えば出入口への誘導のため、20-50m 間隔で照明灯を設置するなど）

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、暗いと不安になる人がいるため、十分な明るさを確保することは有効である。

・照明を進行方向に合わせて設置することで、直感的に進行方向をわかりやすくすることは、広い空間で進行方法を認知することが難しい知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜空港内の通路（中部国際空港）＞

- ・進行方向に連続した照明を設置することで、直感的に進行方向を認識することができる。



1-2 空間の分離

(1) 歩車道の分離

■既存の基準等による考え方

・歩道の設置と、歩行者の安全を確保するための車道との分離について規定されている。

◇道路（歩道等の設置、歩道等と車道等の分離）

- ・特定道路等を整備する場合には、原則歩道を設けるものとする。
- ・歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、興味があるものに反応して急に飛び出してしまう人や、車が近くを走行することに敏感な人もいるため、歩道と車道が植樹帯やさく等で分離されていることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<植樹によって歩車道が分離されている例>

- ・植樹によって歩車道が分離されており、急に飛び出したりする危険を防止でき、また不安を解消することができる。



(2) プラットホーム

■既存の基準等による考え方

- ・特に、視覚障害者への対応として、転落防止のためのホームドアや可動式ホームさくについて規定されている。

◇旅客施設（鉄軌道駅のプラットホーム）

- ・プラットホームにおいては、転落防止のための措置を重点的に行う必要がある。特に視覚障害者の転落防止の観点から、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等の措置を講ずる。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、音などに過敏で大きな音に驚いてパニックになって急に走り出してしまったり、絶えず動きまわったり急に飛び出してしまふことがあるため、プラットホームにおける転落防止のホームドア、可動式ホームさくの設置は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<可動式ホームさくの設置の例（首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス）>

- ・ホームドアや可動式ホームさくの設置によって、転落の危険を防止できる。



(3) 安全柵

■既存の基準等による考え方

- ・ 転落のおそれがある場所においては、危険防止のための措置をとることが必要であると規定されている。

◇公園（転落防止の基準）

- ・ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロック、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、注意障害のために危険箇所に気付かなかったり、絶えず動きまわったり急に飛び出してしまうことがあるため、転落のおそれがある場所において、危険防止のためのさく等の設置は有効である。

(4) 自転車の通行

■既存の基準等による考え方

- ・ 自転車の通行する部分を明確に区分することについて規定されている。

◇道路（自転車歩行者道における通行区分）

- ・ 自転車歩行者道とする場合は、自転車の車道側通行のルールを周知・徹底するとともに、自転車の通行する部分と歩行者の通行する部分を標示や標識、舗装の色彩、材質等により明確に区分することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、歩道を通行する自転車の強引な追い抜きに驚いてパニックになったり、すれ違い時に恐怖を感じたり、うまくよけられずに接触する危険があるため、自転車が通行する部分を明確に区分することは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<自転車通行帯の区分（虎ノ門交差点周辺）>

- ・自転車の通行区分を示すことによって、自転車とのすれ違いなどが苦手な障害者にとって、より安全に歩くことができる。また、このケースでは、歩行者が歩くところを色やサインで表示することによって、歩行者が通行する部分を認識しやすい。



（5）区画された空間

■既存の基準等による考え方

- ・乳幼児同伴の利用者への配慮として、区画された観覧席について規定されている。

◇建築（劇場等の客席・観覧席）

- ・乳幼児同伴の利用者等に対応して、安心して利用できる区画された観覧席を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、音に敏感で静かな環境を望む方や、騒がしい環境では情報を聞き取ることが難しい方もいるため、観覧席だけでなく、病院の待合いや、商業施設、ホーム上などにおいても音に配慮した区画された環境を整備することは有効である。
- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、知覚過敏であって、音だけでなく、たばこの煙に敏感な方もいるため、喫煙スペースが区画されていることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜病院待合いロビーに設置されたキッズスペース（山王病院）＞

- ・ドアで仕切られた音が漏れにくい構造でキッズスペースが区画されていることから、待合いスペースにおいて（子供が作り出す）騒音が軽減される。



＜路上にある喫煙スペース（横浜駅西口駅前広場「ハマ・マナステーション」）＞

- ・建築物においては分煙化が進んでいるが、路上において専用のブースを設置して分煙しており、臭覚過敏の人にとっても発作やパニック等のリスクが軽減される。



1-3 空間のわかりやすさ

(1) わかりやすい空間と動線

■既存の基準等による考え方

・主に視覚障害者対応として、簡潔で明快な動線、わかりやすい空間構成の確保について規定されている。

◇旅客施設（通路）

・高齢者、障害者等すべての人が旅客施設を円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努める必要がある。動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。

◇建築（屋内の通路）

・主要な動線の通路は、わかりやすい経路、ゆとりある幅員、突出物のない壁など、誰にでも歩きやすい設計が望ましい。
・回廊型や、複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を部屋や壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため注意を要する。単純でわかりやすい動線がよい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、複雑な空間を理解できなかつたり、表示された情報を理解することが困難な方がいるため、連続した明快で簡潔な動線やわかりやすい空間構成は有効である。

(2) 誘導用ブロックによる誘導

■既存の基準等による考え方

・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の誘導に必要なものとして敷設することとされており、平面計画等を考慮し、歩きやすい動線として敷設することが規定されている。

◇旅客施設（視覚障害者誘導案内用設備）

・視覚障害者誘導用ブロックは、現時点では視覚障害者の誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが有効である。
・敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要がある。

◇道路（視覚障害者誘導用ブロック）

・歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な位置に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

◇建築（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法を踏襲する。
- ・視覚障害者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるように配慮する必要がある。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減されることもあるため、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は視覚障害者の誘導だけでなく、知的障害、発達障害、精神障害のある人の誘導にとっても有効である。
- ・また視覚障害者誘導用ブロックに限らず、歩行時に抛り所や注意喚起として有効な整備が求められる。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<誘導ブロックの敷設例>

- ・広い空間の中で、視覚障害者誘導用ブロックをたどることで、駅の入口に確実にたどり着ける。（写真左）
- ・狭い歩道において、視覚障害者誘導用ブロックをたどることで、車道に飛び出したりする危険性を回避することができる。（写真右）



(3) 歩道のない道路での通行

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、空間の認識をすることが苦手な人もいるため、歩道のない道路を色により明確にすることで、通行する部分や交差点に近づいていることをわかりやすくすることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<歩道のない道路での色分けの例>

- ・ 白線の内側を水色に色分けすることで、歩行者が通行すべき部分が明示されている。また、車が水色部分を通行することを抑制するためにも効果がある。
- ・ 交差点の手前を赤で色分けすることで、注意喚起を促す。



(4) 工事中の配慮

■既存の基準等による考え方

- ・ 工事等の実施により、通常の経路が利用できない場合には、事前の情報提供と、工事中の迂回路の確保等について規定されている。

◇旅客施設（経路）

- 工事等の実施により、バリアフリー化経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。
 - ・ 工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。
 - ・ 誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。

◇道路（工事における事前調整）

- ・ 歩道において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行通行止めを行うときは、事前に安全かつ円滑な通行ができる仮設歩道を設置、迂回路または迂回方法を含め変更される歩行条件について、当該道路の利用者に情報提供を行うことが大切である。また、これらの実施にあたっては、事前に関係者と調整を行う必要がある。

◇公園（通路）

- ・ 工事などにより移動円滑化園路が一時的に分断される場合にも連続性が保てるよう迂回路を設けて標識で誘導する。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、急な予定の変更が苦手であったり、普段と異なる状況が理解できず、パニックになったりする人がいるため、あらかじめ工事の情報を案内掲示したり、工事中の迂回路をわかりやすく示すことは有効である。

1-4 障害物の排除

(1) 路上障害物の排除

■既存の基準等による考え方

・十分な幅員確保のための路上障害物の排除について規定されている。

◇道路（路上障害物の排除）

- ・歩道幅員の拡幅などの整備を実施しても、その後の放置自転車や不法占有物件などにより車いす使用者や視覚障害者の通行が阻害されるような状況にあっては、整備の効果が発現されない。（中略）放置自転車や不法占有物件を排除するためには、利用者のマナー向上とともに、高齢者、障害者が感じているバリアについての利用者の理解と適切な管理が必要である。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、狭い場所でのすれ違いが怖かったり、自転車の強引な追い抜きや接触が怖い人がいることから、十分な幅員の確保のための路上障害物の排除は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜放置自転車の排除の例（鹿児島市 国道 225 号）＞

- ・歩道及び植栽帯の改良を行い、不法駐輪をできない構造とし、併せて周辺地域内に駐輪場を整備することにより、放置自転車の排除に成功した事例である。
- ・これにより、十分な歩行空間の確保ができ、安全、安心して歩行できる環境が確保された。



事前



事後

2. 個別空間

2-1 エレベーター

(1) エレベーターのガラス窓

■既存の基準等による考え方

- ・ 犯罪や事故発生時の安全確保や聴覚障害者の緊急時対応のため、内部と外部の両方からの視認性を確保するよう、エレベーターの出入口の戸へのガラス窓の設置について規定されている。

◇旅客施設（エレベーター）

- ・ 犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。
- ・ かご外部から、かご内の車いす使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から 50cm 程度が望ましい。
- ・ 聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい(図略)。

◇道路（エレベーター）

- ・ エレベーターは密室空間であり、特に管理者が近辺に配置されていない道路に設置する場合においては、犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者等の緊急時の対応のために、乗降口等かごの外側からかご内の様子が容易に確認できるように、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等を用いた構造とする。また、かご内にカメラを設置し防犯に配慮することが望ましい。

◇建築物（エレベーターの出入口戸）

- ・ エレベーターの出入口戸に、床上 50cm 程度まであるガラス（防火区画との関係に注意が必要）窓を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、閉鎖的な空間が苦手だったり、外の様子が見えることで降り場等を認知しやすくなることもあり、エレベーターの出入口の戸へのガラス窓の設置は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜ホーム階と改札階を結ぶエレベーター（福岡市地下鉄七隈線）＞

- ・ ガラス窓があることによって、閉鎖空間の苦手な精神障害者にとって有効である。
- ・ 外が見えることによって、表示がわからなくても、降りる場所（改札階なのか、ホーム階なのか等）かどうか認知しやすい。
- ・ 出口を表記している「↑」サインが直感的で多くの人にわかりやすい。（特に知的障害者にとって有効）（→「3. サイン・表示」を参照）



＜改札階と地上を結ぶエレベーター（首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス）＞



(2) エレベーターの操作ボタン

■既存の基準等による考え方

- ・エレベーター操作盤（ボタン）について、弱視者へ配慮した操作しやすさや見やすさについて規定されている。
- ・また、視覚障害者への対応として、音声による案内を付加することについて規定されている。

◇旅客施設（エレベーターの操作盤・表示）

- ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。
- ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものが望ましい。
- ・ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- ・かご内に、かごの到着する階及び扉の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。
- ・スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

◇道路（立体横断施設、エレベーターの操作盤・表示）

- ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは用いない。
- ・操作盤のボタンの文字は、周囲との輝度比が大きいこと等により、弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものが望ましい。
- ・かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける
- ・かごの出入口が複数あるエレベーターの場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。

◇建築物（エレベーターの設備・備品）

- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。
- ・ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望ましい。
- ・視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい人などがいるため、操作しやすくわかりやすいボタンや音声による案内は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<エレベーターの操作ボタン（六本木一丁目駅付近の民間ビル）>

- ・認知に偏りのある人、文字の読みにくい人など誰にとってもわかりやすい事例である。具体的には、
 - ✓ ボタンの色が黄色と緑でわかりやすい。
 - ✓ ボタンに書いてあるのがひらがなで読みやすい。
 - ✓ 開閉ボタンの幅が違うので、視覚的に開くのか、閉まるのかが分かる。
 - ✓ 無駄な表記がなく、混乱が少ない。
- ・ボタンとボタンの間隔が広く、押し間違えにくい。



2-2 エスカレーター

(1) エスカレーターの乗り口

■既存の基準等による考え方

- ・視覚障害者の乗降口への誘導や誤進入防止のため、音声案内による誘導やエスカレーターの乗り口におけるわかりやすい進行方向の表示について規定されている。

◇旅客施設

- ・上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置（ゲートポスト等）等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。
- ・上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。
- ・しるしをつけることなどにより、ベルトの進行方向を表示することが望ましい。
- ・進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。

◇道路

- ・エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を路面標示で示すものとする。さらに進入可能なエスカレーター乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置することが望ましい。

◇建築物

- ・複合的商業施設、百貨店等大規模建築物等ではエスカレーターの出入り口付近に乗降を誘導する音声案内を設けることが望ましい。
- ・エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために、利用者への注意を喚起することが望ましい。

<留意点：エスカレーターの事故防止>

- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分注意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内の歩行には十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内や掲示が必要である。

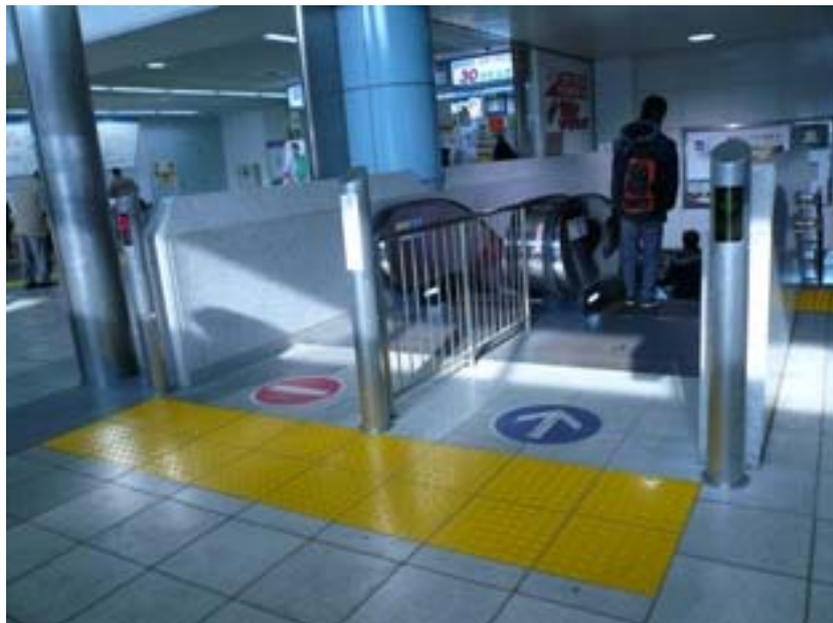
■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、誤って逆方向へ進入してしまったり、それによってパニックになってしまうことがあるため、誤進入しないような工夫や音声による案内を行うことは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜エスカレーター乗り口（西武新宿線航空公園駅構内）＞

- ・抽象的なマークや小さなマークだとわかりにくいですが、進入と禁止の表示が、区別が大きくて明確である。また、床面だけでなく、目の高さに近いところにも表示がされている。
- ・黄色の視覚障害者誘導用ブロック部分が広く、エスカレーターの乗降口であることを注意喚起する上で有効である。
- ・マークから乗り口の距離が短いと危険だが、乗り口のかなり手前から余裕をもって行動することができるため、安全性が高い。



＜エスカレーター乗り口（東京駅）＞

- ・ベルトの地色としての色のコントラストが強く、しるしの動きが認識しやすい。エスカレーターの進行方向がわかり、誤進入の防止等に有効である。



2. 個別空間

2-3 ベンチなどの休憩設備

(1) ベンチの設置

■既存の基準等による考え方

- ・旅客施設の休憩のための設備として、知的障害、発達障害、精神障害のある人等に配慮したベンチ等の設置について規定されている。
- ・道路や公園においては、高齢者、障害者等の利用に配慮した上屋等のある休憩施設やベンチ等の設置について規定されている。
- ・建築物においては、屋内の通路において、歩行の負担に配慮した休憩スペースの設置について規定されている。

◇旅客施設

- ・知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないように配慮しつつ主な経路上に休憩のためのベンチ等を設ける。
- ・ベンチの形状は巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とすることが望ましい。

◇道路（坂道における配慮）

- ・縦断勾配が長く続く場合は、車いす使用者等が安心して滞留できるスペースとして、踊場等の休憩スペースを設けるなどの配慮が必要であり、車いす使用者や高齢者などに必要な休憩の頻度を考慮した間隔で設置することが望ましい。

◇公園（休憩施設）

- ・高齢者や障害者等は目的地に行くまでに休憩を頻繁に取る必要があるため、主要な公園施設の近くや園路沿いに日除けや雨除けとなる休憩施設を適切な間隔で設ける必要がある。
- ・休憩所には、雨除け、日除けのための屋根、障害者、高齢者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。
- ・高齢者、障害者等の利用を配慮し、様々な景観等が楽しめる場所にベンチ、野外卓等を 50～100m 程度以下の間隔で設置することば望ましい。
- ・ベンチや野外卓は利用者が選択できるように、複数の種類のを設置する。
- ・ベンチの配置は平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から 60cm 以上離して設置する。
- ・ベンチには背もたれや手すり等が設けられていることが望ましい。

◇建築物（屋内の通路）

- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な者にとっては休憩でき、歩行の負担を軽減できる。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・長時間歩くことが困難な高齢者等と同様、知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には疲れやすい人がいるため、休憩のためのベンチ等を設置することが有効である。
- ・ベンチは通行の妨げにならないように配慮しつつ、経路から確認しやすい場所に設置することが有効である。また、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、固定式とすることが有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<店舗内部に設置された椅子（イオンモール熊本クレア）>

・通路に設置されており、誰もが気軽に休むことが可能である。



<歩道上に設置されたベンチの例>



(2) 水飲み場

■既存の基準等による考え方

- ・水飲み場については、飲み口高さの他、車いす使用者の利用に配慮し、接近のためのスペース確保と下部スペースの確保等について規定されている。
- ・設置場所については、経路に近く、移動を妨げない場所と規定されている。

◇旅客施設（水飲み台）

- ・水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。
- ・車いす使用者が使いやすいよう、高さや蹴込みの高さ、奥行きに配慮する。

◇公園（水飲場）

- ・水飲場及び手洗場は、主要な公園施設、移動円滑化園路から近い位置に配置する。
- ・車いす使用者が接近できるよう、使用方向 150cm 以上、幅 150cm 以上の広さの水平面を設ける。周辺の庭園は段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくく、水たまりやぬかるみにならない舗装とする。
- ・車いすで利用しやすいように下部に高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを確保する。

◇建築物（水飲み器）

- ・車いす使用者の利用に配慮して、下部に膝下が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・水飲み器等の周辺には、車いす使用者が接近できる水平部分を確保することが望ましい。
- ・杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、外出先で緊張によりのがたが渴きやすかったり、薬を飲む方がいるため、移動経路の近くに水飲み場を設置し、それをわかりやすく伝えることは有効である。

(3) 救護室等

■既存の基準等による考え方

- ・急病人やけが人等が休むための救護室の設置について規定されている。

◇旅客施設（救護室）

- ・急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。

◇公園（管理事務所）

- ・急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、外出先でパニックになったり、急な発作や幻聴等を起こすことがあるため、救護室等の静かな場所を確保し適切な対応することは有効である。

2-4 トイレ

(1) トイレの案内表示

■既存の基準等による考え方

- ・ 出入口付近に男女の別をわかりやすく表示することと規定されている。
- ・ 特に制約がない場合や、同一建物内においては、男女トイレの配置を統一することが望ましいと規定されている。

◇旅客施設（トイレ）

- ・ トイレは利用しやすい場所に配置し、全ての利用者がアクセスしやすい構造とする。
- ・ 出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。

◇道路（自動車駐車場における便所）

- ・ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板や、案内板の正面に誘導する視覚障害者用ブロックなどの設備を設けるものとする。

◇公園（便所）

- ・ 便所内の施設配置や構造、設備機器の仕様はできるだけ統一して、視覚障害者等が利用しやすくすることが望ましい。便所の男女別の区分については、特に制約がない状況であれば、便所に向かって左側を女子用、右側を男子用に統一することが望ましい。
- ・ 出入口に男女別表示をわかりやすく表示する。

◇建築物（便所・洗面所）

- ・ 便所の場所、男女の別、機能を大きく、わかりやすく表示し、必要に応じて音声による誘導を行う。
- ・ 設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮する。
- ・ 同一建築物内においては、便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別の配置を統一することが有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<トイレ入り口（東京駅構内）>

- ・抽象的なマークや文字による表示がわかりにくい障害者であっても、男女のマークが明確、かつ色が広い部分で示されており、わかりやすい。
- ・入り口から直接男女別にわかれており、混乱しにくい。



（2）トイレのボタン

■既存の基準等による考え方

- ・ JIS S0026 規格によることが推奨されている。

◇旅客施設（トイレ）

- ・ 視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 規格にあわせたものとする。

◇道路（自動車駐車場における便所・器具等の形状・色・配置）

- ・ 視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、ペーパーホルダー、水洗スイッチ、通報装置の形状、色、配置については JIS S0026 規格にあわせたものとする。

◇公園（便所）

- ・ 視覚障害者や上肢体が不自由な人等の仕様に配慮し、紙巻き器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置については、JIS S0026 の規格にあわせたものとする。

◇建築物（便所・洗面所）

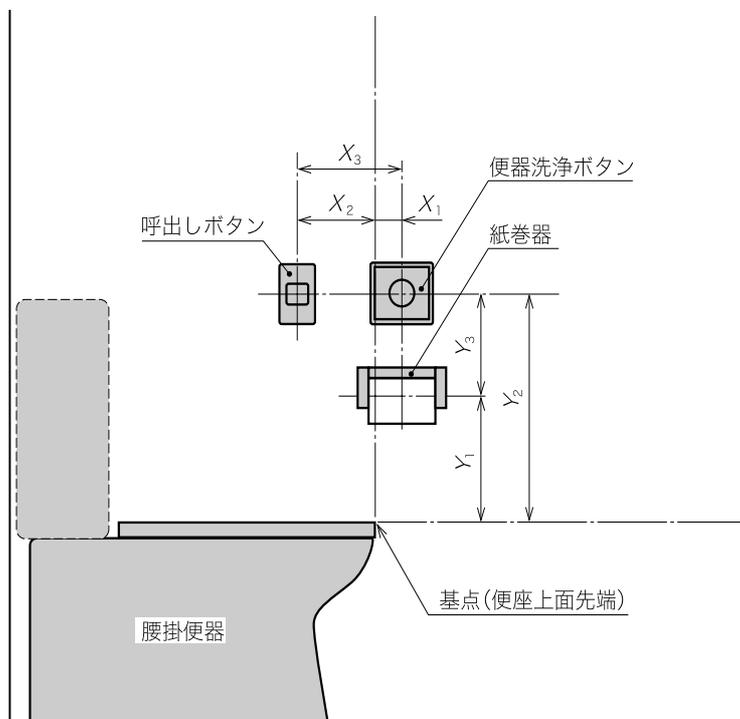
- ・ 便器の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合には、JIS S0026 に基づく配置とすることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、JIS S0026 の規格によることが有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

・ JIS S0026 の規格



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X1：便器前方へ 約 0～100	Y1：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y2：便器上方へ 約 400～550	Y3：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X2：便器後方へ 約 100～200		X3：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

2-5 その他

(1) 券売機

■既存の基準等による考え方

- ・券売機は、車いすユーザー対応としての接近のためのスペース確保と下部スペースの確保だけでなく、タッチパネルが使えない視覚障害者対応、肢体不自由者対応としてのコイン投入などについて規定されている。

◇旅客施設（券売機）

- ・車いすユーザー等であっても利用しやすい高さに券売機を設置し、車いすユーザーが容易に券売機に接近できるように、蹴込みを設けるなどの配慮が必要である。
- ・操作性についても、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため、テンキーを設けるなどの配慮が必要である。
- ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲とコントラストのある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。
- ・緊急時や故障時、問い合わせが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼び出しボタンを設けるのが望ましい。

◇道路（自動車駐車場における発券機・精算機）

- ・発券機・精算機は、車いすユーザーの手の届く範囲が低いため、操作位置（高さ）に配慮が必要である。さらに、車いすユーザーが容易に接近できるよう、発券機・精算機の蹴込みを確保する等の配慮が望ましい。
- ・発券機・精算機は、高齢者・障害者等が円滑に利用できるように、操作方法（硬貨の投入方法）に配慮することが望ましい。

◇建築物（自動販売機）

- ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ 40-110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにすることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、器用でないために小銭を投入する場合に落としてしまうことがあるため、硬貨の投入しやすい形状にすることは有効である。
- ・複雑な機械の操作が難しい方もいるため、投入口を識別しやすくしたり、わかりやすい表示をすることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<券売機（メトロ）>

- ・硬貨が投入しやすい形状となっている。
- ・投入口が識別しやすいよう黄色で強調されている。



(2) 連絡装置

■既存の基準等による考え方

- ・ 駅係員と連絡するためのインターホンの設置について規定されている。

◇旅客施設（連絡装置）

- ・ 駅係員と連絡ができるよう、プラットホーム上のわかりやすい位置（案内サイン設置位置等）にインターホンを設置することが望ましい。その場合、その位置の上部などにおいてわかりやすい案内表示を設ける。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、体調がすぐれないことがあり人的対応を求めることがあるため、駅係員と直接連絡が可能なインターホンの設置は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<ホーム上に設置されたインターホン（乃木坂駅）>

- ・ホーム上に駅係員を呼び出すためのインターホンが設置されている。
- ・遠方からでもわかるように上部に案内を表示している。



3. サイン・表示

旅客施設や公園におけるサインは、誘導サイン、位置サイン、案内サイン、規制サイン、記名サイン、説明サインなどに分類されており、それぞれに対して配慮事項などの解説がある。

ここでは、サインの設置場所（配置、高さなど）と、サイン自体のデザイン（多様な表現、統一性、表示内容の工夫など）に関するものについて以降に整理する。

3-1 サインの設置場所

(1) 効果的なサインの設置・配置等

■既存の基準等による考え方

・必要な情報が的確に得られるよう、動線上の効果的なポイントに配置すること等について規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。
- ・個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の入り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。
- ・長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。
- ・個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。

◇道路（案内標識）

- ・歩行者のための著名地点案内標識は、歩行動線の起点、歩行動線の分岐点に設置し、方面・方向の案内を行う。

◇公園（標識）

- ・標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。
- ・傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。

◇建築物（案内表示）

- ・受付カウンターやエレベーターホール等の動線の要所には、わかりやすい案内表示を設置する。
- ・誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・状況の推測が困難な知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、動線の分岐点など効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。
- ・状況の把握などが困難な知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、信号の待ち時間、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<曲がり角に設置された表示（特別支援学校）>

- ・曲がり角に行先を表示。文字情報だけでなく、数字やピクトを活用していることでわかりやすさを高めている。



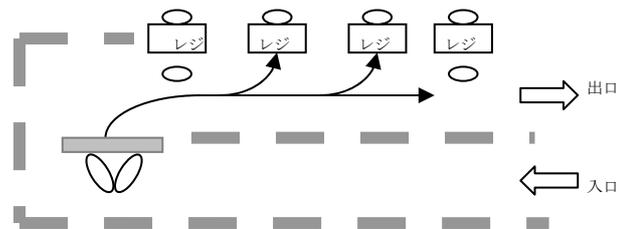
<待ち時間をわかりやすく表示（信号機）>

- ・信号に赤の待ち時間を表示することによって、安心して待つことができるようになる。また、青の通行時間を示すことによって残り時間を確認でき安心して横断することができるようになる。



＜並び順をわかりやすく表示（レジ等の待ち列表示）＞

- ・ その場所によって、並び方が異なる場合、わかりやすく直感的に表示することが望まれる。
- ・ 床にわかりやすく表示することによって、どこで待てばよいかわかりやすい。
- ・ 混雑するレジの場合は、待列を一行にし、空いたところから順番にレジを利用できる方法は、会計の際に時間がかかる人にとって（障害者に限らず高齢者などにとっても）、利用しやすい。



(2) 認識しやすい位置や高さ

■既存の基準等による考え方

・ 見やすい向き、位置や高さに設置することについて規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・ 誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。
- ・ 誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者にさえぎられにくい高さとする。

◇道路（案内標識）

- ・ 案内標識の掲示形式は、車椅子使用者、高齢者を対象とすることを考慮し、路側式を標準とする。案内標識の掲示位置については、道路標識設置基準に基づく。
- ・ 歩行者用案内標識は、設置する壁面、場所等を勘案してその種類を選定するとともに、当該設置場所の建築限界を勘案して、歩道等を通行する歩行者より見えやすい位置及び向きに設置するものとする。

◇公園（標識）

- ・ 標識を設ける場合には、車いす使用者が近づきやすい位置、見やすい高さ等の構造とする必要がある。
- ・ 標識が園路上に突き出す場合には、視覚障害者等の通行の支障にならないよう、下端が地上 200cm 以上の高さに設置する。
- ・ 誘導サインの表示面は、動線と対面する向き（見やすい面）に掲出する。
- ・ 誘導サイン類を掲出する高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者にさえぎられにくい高さとする。

◇建築物（案内表示）

- ・案内表示は、建築物の主要な出入口まで、すべての人にわかりやすいように設けることが望ましい。
- ・車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げにならないよう配慮する。
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとするのが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・必要な情報を広い空間の中から読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。
- ・漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラムの活用によって、多様な表示がなされることは、知的障害者・精神障害者・発達障害者のある人にとっても有効である。

3-2 サイン自体のデザイン

(1) 多様な表現の活用・併用（漢字、かな、英語、ピクト、写真）

■既存の基準等による考え方

・ 主要なサインにおけるピクトグラム、平仮名や英語の併記について規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・ 出入口、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には英語を併記する。地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- ・ ピクトグラムは、JIS Z8210 に示された図記号を用いる。またその他、一般案内用図記号を活用する。

◇道路（案内標識）

- ・ 主要な名称には、ローマ字または英語を併記するものとする。

◇公園（標識）

- ・ 標識には必要に応じて点字表示、触地図、音声案内装置等を設けることが望ましい。
- ・ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。
- ・ 案内サインや説明サインは、必要に応じて図を使用し、平易で簡潔な説明とする。

◇建築物（案内表示）

- ・ 案内表示は、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるように配慮する。
- ・ 文字表記を併用して点字表示も行うことが望ましい。
- ・ 漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内することが望ましい。
- ・ 案内板等に用いるサイン（図記号）は、JIS 規格標準化されたもの（JIS Z8210,標準案内用図記号ガイドライン等）を使用することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・ 漢字標記だけでなく、ピクトグラムの活用や、平仮名併記、字と絵図の併記によって、多様な表示がなされることは、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとっても有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<ピクトグラムによる表示（福岡市地下鉄七隈線の車両内、各駅）>

- ・各駅のシンボルとなるピクトグラムを作成し表示している。そのため、字が読めなくても、ピクトグラムをたよりに乗降できる。



<道路上の足型マーク>

- ・歩道と車道の交差する手前等に、足形のマークを設置することで、止まって左右確認することを注意喚起するとともに、止まる位置を確認しやすくする。



<出口周辺サイン（日比谷駅A14番）（写真による表示）>

- ・写真という視覚的な情報で階段上の情報を掲示している。
- ・地下にいと方向感覚が鈍ることもあり、視覚的な情報で自分の行き先を覚えている人にとって、写真での情報提供により不安感が軽減されるとともに、迷うことも少なくなる。



<書店におけるサイン（ピクト、色の併用と柱等のサイン化）（ラゾーナ川崎・丸善）>

- ・文字情報に合わせてアルファベットとピクト、色を活用し、売り場をわかりやすく表示している。
- ・壁に表示したサイン（色やアルファベットやピクト）と、柱や天井のサインを連動させることによって、遠方からでも視認しやすく、またゾーンとしてどのあたりに位置するのかを直感的に伝えることが可能になっている。



＜プラットフォームのサイン（番号や色などの併用）（南北線六本木一丁目駅）＞

- ・地下鉄の路線はすべて色がついており、駅に番号がついている。これにより、文字が読めなくても自分が行きたい駅の色と番号を覚えていれば、目的地にたどり着くことができる。また乗り換えも路線の名称を覚えていなくても色で見分けることができる。



(2) 表現の統一（色、文字の書体や大きさ等）

■既存の基準等による考え方

・サインが複数設置される場合に、統一的なデザインとすべきことが規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

・誘導サイン類及び位置サイン類は、シンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。

◇道路（案内標識）

・地図はシンプルなデザインとし、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

<乗り場、出口サイン（りんかい線）>

・乗り場や出口のサインが統一されたサインとなっている。

・統一されたデザインの中で色を有効に活用しており、色をたどっていけば乗り場に到達できる。



(3) 表示内容の工夫

■既存の基準等による考え方

・掲載する情報が多い場合に主要な情報を優先的に表示すること、目的地までの距離を記載することなど、表示内容の工夫などが規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

・誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備を優先的に表示する。

・移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。

・（可変式情報表示装置）簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。

◇公園（標識）

- ・誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、主要な公園施設と、移動等円滑化のための施設を優先的に表示する。
- ・案内サインや説明サインは、必要に応じて図を使用し、平易で簡潔な説明とする。
- ・移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示する工夫により情報を取得しやすくすることは有効である。

■事例解説（グッドプラクティスの紹介）

＜乗り換え案内サイン（距離を表示）（大江戸線麻布十番改札）＞

- ・乗り換えする路線の駅までの距離ないしおおよその時間が書いてあることで、見通しを持つことが苦手な発達障害の方にとって、不安感が軽減される。



(4) その他

■既存の基準等による考え方

- ・シンプルなデザインを基本とすること、視力が低下した人に対応する見やすい表示のための文字の書体、大きさ、色など、また、空間を認知しやすくする工夫について規定されている。

◇旅客施設（誘導案内設備（視覚表示設備））

- ・誘導サイン類及び位置サイン類は、シンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。
- ・書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましい。
- ・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することが望ましい。

- ・サインの図色と地色の明度差、彩度差を大きくすること等により、容易に識別できるものとする。
- ・サインに必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに近くから視認するサインはまぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。

◇道路（案内標識）

- ・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択するものとする。
- ・書体は視認性の優れた角ゴシックとすることが望ましい。
- ・地図の図色と地色の明度の差を十分大きくすることで等により容易に識別できるものとするが望ましい。地図に用いる色は、色数が増えると煩雑になるため、多くの色を用いないことが望ましい。
- ・地図の向きは掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示し、必ずしも北を上にする必要はない。
- ・現在地の表示は、利用者が見ている方向をわかるようにすることが望ましい。

◇公園（標識）

- ・表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。
- ・必要に応じ夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。
- ・地図や公園の平面図を用いる場合には、色彩などにより図中の経路や区域、施設、文字や記号等を見やすくする。
- ・表示板の情報は、全体的なものや部分的なものを併せて表示することが初めて利用する人などにとってはわかりやすい。
- ・地図を容易に読みとれるよう、現在位置を示すとともに利用者が見ている方角と地図の方角を一致させることが望ましい。
- ・利用する施設に選択肢のある場合（年齢別や難易別など）は、情報を正確に伝えるため、説明サインを設置する。
- ・公園案内板に表示する情報は、公園利用地図を記したパンフレット等として、管理事務所において配布することが望ましい。人による案内を加えることがより望ましい。

◇建築物（案内表示）

- ・案内板の表示は、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景色との色及び明度の差に配慮することが望ましい。
- ・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいいため避け、できる限りシンプルなものとするが望ましい。

■基本的な考え方(知的障害、発達障害、精神障害のある人に対応した新たな意味づけ)

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、シンプルで統一されたデザインによる表示や空間認知を容易にするための工夫は有効である。